

# グループホームめぐみ

## 認知症対応型共同生活介護[介護予防認知症対応型共同生活介護]

### 運営規程

#### 【第1章 事業の目的及び運営の方針】

##### (目的)

第1条 この規程は、医療法人啓友会が設置運営する認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の運営（以下「事業」という）及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

##### (事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援する。

##### (認知症対応型共同生活介護の運営の方針)

第3条 本事業において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令の主旨及び内容に沿ったものとする。

2 入所者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、入所者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 入所者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

##### (介護予防認知症対応型共同生活介護運営の方針)

第4条 本事業において提供する介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令の主旨及び内容に沿ったものとする。

2 入所者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、入所者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 入所者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

##### (事業所の名称等)

第5条 本事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 医療法人 啓友会 グループホーム めぐみ

二 所在地 大阪府高槻市安岡寺町1丁目36番8号

## 【第2章 職員の職種、員数及び職務内容】

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名

従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

二 計画作成担当者 1名

認知症対応型共同生活介護計画の作成等を行う。

三 介護職員 3名以上

入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

## 【第3章 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の方法、内容及び利用料、その他の費用の額】

(入所定員及び居室数等)

第7条 入所定員は、1ユニット6名とする。

(定員の厳守)

第8条 事業所は、入所定員及び居室を超えて入所させない。ただし、災害その他のやむをえない事情がある場合は、この限りでない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 事業所は、サービスの提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 本事業は要介護者〔要支援2の者〕であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除くものとする。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 入居申込者が入院治療を要すること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

#### (介護計画の作成)

第11条 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）の作成に関する業務を担当させる。

2 計画作成担当者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成する。

3 計画作成担当者は、それぞれの入所者に応じた介護計画を作成し、入所者又はその家族に対し、その内容等について説明する。

4 介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用その他の多様な活動の確保に努める。

5 計画作成担当者は、介護計画の作成後においても、入所者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

6 第2項から第4項までの規程は、前項に規定する介護計画の変更について準備する。

#### (介護の内容)

第12条 本事業の内容は、次のとおりとする。

一 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

二 日常生活上の世話

三 日常生活の中での機能訓練

四 相談、援助等

#### (社会生活上の便宜の提供等)

第13条 入所者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努める。

2 入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代行する。

3 常に入所者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

#### (入所者の入院期間中の取り扱い)

第14条 入所者が医療機関に入院する必要が生じたとき、1ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案し必要に応じて適切な便宜を供与する。

2 入所者が医療機関に入院する必要が生じたとき、1ヶ月以内の退院が明らかに見込まれない場合には、本人及び家族と協議し退所の手続きをとる。

#### (利用料等)

第15条 本事業が提供する認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

一 居室代 月額 74,000円

二 食材料費 1800円/日 (朝食300円 昼食750円 夕食650円 おやつ100円)

三 水光熱費 月額 5000円

四 医療機関へ入院された場合の費用の請求は、居室代のみとする。

五 その他通常必要となる費用で入所者が負担することが適當と認められる費用については、すべて自己負担であり、入所者及びその家族の同意の上で徴収する。

2 月の途中における入所又は退所については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、指定金融機関口座よりの自動引落によって指定期日までに受ける。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第16条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

(非常災害対策)

第17条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り避難訓練を行う。

3 避難訓練は年2回、うち1回は夜間想定として行う。

(業務継続計画の策定等)

第18条 感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し必要な措置を講じるものとする。

2 業務継続計画の周知をするとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### 【第4章 その他運営に関する重要事項】

(勤務体制の確保等)

第19条 入所者に対し、適切な介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。

3 従業者の質の向上のために、その研修の機会を確保する。

一 採用時研修 採用後 3ヶ月以内

二 経験に応じた研修 隨時

4 認知症介護の基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

(健康管理)

第20条 従業者は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

(衛生管理及び感染症の対策等)

第21条 本事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施すること。

（緊急時対策・協力医療機関等）

第22条 入所者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関にて適切な措置を講ずる。

2 入所者に健康上の急変があった場合は、関係機関もしくは適切に医療機関と連絡を取り救急医療等の適切な措置を講ずる。

3 協力医療機関を定めておく。（みどりヶ丘病院、近森歯科診療所、なかじま診療所、啓友クリニック）

4 協力訪問看護ステーションを定めておく。（うの花訪問看護ステーション）

5 サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護保険施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整える。

（秘密保持）

第23条 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約とする。

（苦情処理）

第24条 入所者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入所者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

（損害賠償）

第25条 入所者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（地域との連携等運営推進会議）

第26条 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行うなど地域との交流に努める。

2 運営推進会議において、概ね2か月に1回活動状況を報告し評価を受け、必要な要望、助言等を聞き、会議内容を記録し公表する。

（情報の開示）

第27条 本事業の提供において、常に自己評価を行い、定期的な外部評価を受け結果を公表する。

(虐待防止)

第28条 本事業の提供において、常に入所者の尊厳と主体性を尊重し、身体的、心理的、経済的、性的虐待、介護放棄等の虐待行為は厳重にその発生を防ぐ

- 2 定期的な研修などを通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- 3 虐待の防止のための指針を整備する
- 4 虐待防止の委員会を定期的に開催し担当者を置く。

(身体拘束等)

第29条 本事業の提供において、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は行わない。

- 2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回開催する。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 身体拘束等の適正化のための研修を実施する。
- 5 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制のほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。
- 6 本人又は他の入所者の生命・身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入所者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。